

(平成27年4月1日以後に登録申請)

入居契約重要事項説明書

サービス付き高齢者向け住宅への入居に係る契約を締結するに当たり、高齢者の居住の安定確保に関する法律第17条及び東京都有料老人ホーム設置運営指導指針12(4)に基づき、以下の事項について、書面を交付して説明します。なお、生活支援サービスに関する契約については、生活支援サービス重要事項説明書により、別途説明します。

1 サービス付き高齢者向け住宅の名称及び所在地

住宅の名称	(ふりがな) すまいらすせいせきさくらがおか スマイラス聖蹟桜ヶ丘
所在地	(住居表示) 東京都多摩市関戸一丁目2番地11
利用交通手段	<input checked="" type="checkbox"/> 1.電車(京王 線 聖蹟桜ヶ丘 駅から 徒歩 で 2分) <input type="checkbox"/> 2.その他()
住宅に関する権原	<input type="checkbox"/> 1.所有権 <input checked="" type="checkbox"/> 2.賃借権 <input type="checkbox"/> 3.使用貸借による権利 期間 平成 28年 10月 20日から 令和 18年 10月 31日まで
施設に関する権原	<input type="checkbox"/> 1.所有権 <input checked="" type="checkbox"/> 2.賃借権 <input type="checkbox"/> 3.使用貸借による権利 期間 平成 28年 10月 20日から 令和 18年 10月 31日まで
敷地に関する権原	<input type="checkbox"/> 1.所有権 <input type="checkbox"/> 2.地上権 <input checked="" type="checkbox"/> 3.賃借権 <input type="checkbox"/> 4.使用貸借による権利 期間 平成 28年 10月 20日から 令和 18年 10月 31日まで

(注)住居表示が決まっていない場合には、地名地番を記載すること。

2 サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者

法人・個人の別	<input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人	
商号、名称 又は氏名	(ふりがな) けいおううるしいすてーじかぶしがいいしゃ 京王ウェルシステージ株式会社	
住所 (法人にあつては 主たる事務所)	(郵便番号 206-0011) 東京都多摩市関戸一丁目9番地1 電話番号 042-337-3351	
法人の役員	別添 1 のとおり	
法定代理人 (未成年の個人 である場合)	(ふりがな) 商号、名称、又は氏名	
	住所(法人にあつては主 たる事務所の所在地)	(郵便番号) 電話番号
	法人の役員	別添 1 のとおり

3 サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者の事務所

事務所の名称	(ふりがな) けいおうえるしいすてーじかぶしきがいしゃ 京王ウェルシステージ株式会社
事務所の所在地	(郵便番号 206-0011) 東京都多摩市関戸一丁目9番地1 電話番号 042-337-3351

4 サービス付き高齢者向け住宅の戸数、規模並びに構造及び設備

住宅戸数	登録申請対象戸数 53 戸	
居住部分の規模	(最小) 27.72 m ²	詳細については、別添3のとおり
	(最大) 60.10 m ²	
構造及び設備	共同利用設備 <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
	構造 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造	階数 5 階建
竣工の年月	2016 年 10 月 20 日	
加齢対応構造等	<input checked="" type="checkbox"/> 登録基準に適合している	
	<input checked="" type="checkbox"/> エレベーターを備えている	
	<input checked="" type="checkbox"/> 緊急通報装置を備えている	

5 サービス付き高齢者向け住宅の入居契約、入居者資格及び入居開始時期(居住の用に供する前である場合)

入居契約の別	<input checked="" type="checkbox"/> 賃貸借契約 <input type="checkbox"/> その他
入居契約が賃貸借契約でない場合には、その旨	
終身賃貸事業者の事業の認可	<input type="checkbox"/> 法第52条の認可を受けている
入居者の資格	次の①又は②に該当する者である。 <input checked="" type="checkbox"/> ①単身高齢者世帯 <input checked="" type="checkbox"/> ②高齢者+同居者(配偶者/60歳以上の親族/要介護認定又は要支援認定を受けている60歳未満の親族/特別な理由により同居させる必要があると知事が認める者) (「高齢者」とは、60歳以上の者又は要介護認定若しくは要支援認定を受けている60歳未満の者をいう。)
入居契約の内容	別添入居契約書のとおり
備考欄	
入居開始時期(※)	年 月 日から

契約解除の内容	<p>(1) 一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は何らの通知催告も要せずして、本契約を解除することができる。</p> <p>① 賃貸借契約第7条「反社会的勢力の排除」各号の確約に反する事実が判明した場合。 ② 契約締結後に自らまたは自らの役員が反社会的勢力に該当することとなった場合</p> <p>(2) 京王ウェルシステージ(株)は、入居者が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。</p> <p>① 強制執行、仮差押、仮処分、競売の申立てを受け、破産手続開始若しくは民事再生手続開始等の申立てを受け、または申立てたとき ② 禁固以上の刑に処せられる犯罪行為を行ったとき ③ 年齢を偽って入居資格を有すると誤認させるなどの不正の行為によって本物件に入居したとき ④ 本物件を、反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供したとき ⑤ 本物件または本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、または威勢を示すことにより、他の入居者や付近の住民または通行人に不安を覚えさせたとき ⑥ 本物件に反社会的勢力を居住させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせたとき</p> <p>(3) 京王ウェルシステージ(株)は、入居者の連帯保証人となる者が次のいずれかに該当することが判明した場合は、当該連帯保証人の変更を求めることができる。京王ウェルシステージ(株)が連帯保証人の変更を求めたにも関わらず入居者が応じなかった場合には本契約を解除することができる。</p> <p>① 強制執行、仮差押、仮処分、競売の申立てを受け、破産手続開始若しくは民事再生手続開始等の申立てを受け、または申立てたとき ② 本物件または本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、または威勢を示すことにより、他の入居者や付近の住民または通行人に不安を覚えさせたとき ③ 反社会勢力である事実が判明した場合 ④ 契約締結後に反社会的勢力に該当することとなった場合</p> <p>(4) 京王ウェルシステージ(株)は、入居者の残置物引取人、身元引受人、緊急連絡先となる者が次のいずれかに該当することが判明した場合は、当該者の変更を求めることができる。京王ウェルシステージ(株)が当該者の変更を求めたにも関わらず入居者が応じなかった場合は本契約を解除することができる。</p> <p>① 本物件または本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、または威勢を示すことにより、他の入居者や付近の住民または通行人に不安を覚えさせたとき ② 反社会勢力である事実が判明した場合 ③ 契約締結後に反社会的勢力に該当することとなった場合</p> <p>(5) 京王ウェルシステージ(株)は、入居者が次に掲げる義務に違反した場合において、相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。</p> <p>① 第4条第1項に規定する賃料支払義務 ② 第5条第2項に規定する共益費支払義務 ③ 第9条第1項後段に規定する費用負担義務 ④ 第6条第1項に規定する敷金預託義務 ⑤ 第6条第5項に規定する追加分敷金預託義務</p> <p>(6) 京王ウェルシステージは、入居者が次に掲げる義務に違反した場合において、相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。</p> <p>① 第3条に規定する本物件の使用目的遵守義務 ② 第8条各項に規定する義務(同条第3項に規定する義務のうち、別表第1第六号から第八号までに掲げる行為に係るものを除く。) ③ その他本契約書に規定する入居者の義務 ④ 入居者の行動が他の入居者または本物件のスタッフ(以下「スタッフ」といいます。)の生命・身体に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常的生活支援方法では、これを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合。 ⑤ 前項の場合、京王ウェルシステージは次の手続を行います。 a. 一定の観察期間をおくこと。 b. 主治医及び生活支援サービス提供スタッフ等の意見を聴くこと c. 契約解除の通告について30日の予告期間をおくこと。 d. 前号の通告に先立ち、乙の意思を確認すること。なお入居者の意思を確認することが困難と認められる場合は、第18条に定める身元引受人の意見を聴くものとする。</p> <p>(7) 入居者が死亡した場合において、死亡日から3ヵ月を経過した後も、第17条第8項に基づく連帯保証人からの書面による通知がない場合、本契約を解除することができる。</p>	
事業主体から解約を求める場合(終身建物賃貸借の場合のみ)	解約予告期間	
入居者からの解約予告期間	30日	
入院時の取扱い	入院中で住戸を利用していない場合でも、家賃、共益費、生活支援サービス費、厨房管理費、及び駐輪場使用料(駐輪場使用契約を締結している場合)については毎月お支払いいただきます。	
その他	連帯保証人と身元引受人が必要となります(連帯保証人がたてられない方はご相談ください。)	

※入居開始時期は、入居の用に供する前である場合に限り記入すること。

6 職員体制

日中の職員体制(※生活支援サービスを提供する常駐職員の配置)			
人員配置	1人	常駐する時間	9時～17時
常駐場所	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接する土地 <input type="checkbox"/> 近接する土地 (所在地)		
日中以外の時間の職員体制			
人員配置	1人	常駐する時間	17時～9時
常駐場所	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接する土地 <input type="checkbox"/> 近接する土地 (所在地)		
備考	・9時～17時は介護職員初任者研修課程修了者以上の資格を有する者を1名以上配置します。 ・夜間のスタッフは常駐時間に仮眠時間が含まれます。		

(職種別の職員数) (令和5年 7月 1日現在) ※入居開始(開設)前は、予定を記載。

① 職員の人数及びその勤務形態											
職種	延べ人数	常勤		非常勤		合計	兼務状況等(委託である場合はその旨を記入)				
		専従	非専従	専従	非専従						
管理者	⇒③-1	1	0	0	0	1人					
生活支援サービス提供職員(食事提供サービスを除く)	⇒③-2	1	0	8	0	9人					
うち、看護職員：直接雇用						0人					
うち、看護職員：派遣						0人					
うち、介護職員：直接雇用	⇒③-3					0人					
うち、介護職員：派遣						0人					
うち、機能訓練指導員	⇒③-4					0人					
栄養士		0	0	0	1	1人					
調理員		1	0	3	0	4人	株式会社LEOCに委託				
事務員		0	0	0	0	0人					
その他		0	0	0	0	0人					
② 1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数						40	時間				
③-1 管理者の資格						介護福祉士					
③-2 生活支援サービス提供職員の資格											
資格	延べ人数	常勤		非常勤							
		専従	非専従	専従	非専従						
医師		0	0	0	0						
看護師		0	0	0	0						
准看護師		0	0	0	0						
介護福祉士		1	0	1	0						
社会福祉士		0	0	0	0						
介護支援専門員		1	0	0	0						
養成研修修了者		1	0	5	0						
上記以外の職員		0	0	3	0						
③-3 介護職員の資格											
資格	延べ人数	常勤		非常勤							
		専従	非専従	専従	非専従						
介護福祉士		0	0	0	0						
介護支援専門員		0	0	0	0						
実務者研修		0	0	0	0						
介護職員初任者研修		0	0	0	0						
たん吸引等研修(不特定)		0	0	0	0						
たん吸引等研修(特定)		0	0	0	0						
資格なし		0	0	0	0						
③-4 機能訓練指導員の資格											
資格	延べ人数	常勤		非常勤							
		専従	非専従	専従	非専従						
理学療法士		0	0	0	0						
作業療法士		0	0	0	0						
言語聴覚士		0	0	0	0						
看護師又は准看護師		0	0	0	0						
柔道整復師		0	0	0	0						
あん摩マッサージ指圧師		0	0	0	0						
はり師又はきゅう師		0	0	0	0						
④ 職員の職種別・勤続年数別人数(本住宅における勤続年数)											
勤続年数	職種	管理者		生活支援サービス提供職員		看護職員		介護職員		機能訓練指導員	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
1年未満		0	0	0	1						
1年以上3年未満		0	0	0	1						
3年以上5年未満		0	0	0	1						
5年以上10年未満		1	0	1	5						
10年以上		0	0	0	0						
合計		1	0	1	8	0	0	0	0	0	0

7 サービス付き高齢者向け住宅において入居者から受領する金銭(生活支援サービスに関する費用を除く)

家賃の概算額	(最低) 約 119,500 円	住戸ごとの内容は別添 3 のとおり
	(最高) 約 264,000 円	
共益費の概算額	(最低) 約 18,000 円	
	(最高) 約 27,000 円	
敷金の概算額	(最低) 約 358,500 円	家賃の 3 月分
	(最高) 約 792,000 円	
家賃・共益費・敷金に関する特記事項		
前払金※の有無	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	
家賃等の前払金の概算額	(最低) 約 円	(最高) 約 円
家賃等の前払金の算定の基礎	家賃	
	サービス提供の対価	
返還額の算定方法		
家賃等の前払金の返還債務が消滅するまでの期間	年 月 日まで	
家賃等の前払金の返還額の推移	(※原則として入居契約に定めた契約の始期を起算日とする。)	
前払金の保全措置の内容	<input type="checkbox"/> 銀行による債務の保証 <input type="checkbox"/> 信託会社等による元本補てん又は信託 <input type="checkbox"/> 保険事業者による保証保険 <input type="checkbox"/> その他()	

※前払金とは、終身又は入居契約の期間にわたって受領すべき家賃等の全部又は一部を一括して受領する場合をいう。

8 サービス付き高齢者向け住宅の管理の方法等

管理の方式	<input checked="" type="checkbox"/> 自ら管理 <input type="checkbox"/> 管理業務を委託
委託する業務の内容(契約事項)	
管理業務の委託先	
商号、名称又は氏名	(ふりがな)
住所 <small>(法人にあつては主たる事務所の所在地)</small>	(郵便番号)) 電話番号
修繕計画	
計画策定の有無	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし
大規模修繕の実施予定	頃実施予定
その他計画的な修繕予定	

9 サービス付き高齢者向け住宅と併設される高齢者居宅生活支援事業を行う施設（該当する場合のみ）

施設の名称	提供されるサービスの概要	事業所の場所
あいフィットネスサロン さくら	通所介護	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の建築物内 <input type="checkbox"/> 同一の敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接する土地
あい小規模多機能施設 おきな	小規模多機能型居宅介護	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の建築物内 <input type="checkbox"/> 同一の敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接する土地
		<input type="checkbox"/> 同一の建築物内 <input type="checkbox"/> 同一の敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接する土地
		<input type="checkbox"/> 同一の建築物内 <input type="checkbox"/> 同一の敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接する土地

10 高齢者居宅生活支援事業を行う者との連携及び協力（該当する場合のみ）

連携又は協力の相手方	
事業所の名称	(ふりがな) シャカいいりょうほうじん かわきたいりょうざいだん たまじぎょうぶ 社会医療法人 河北医療財団 多摩事業部
事業所の所在地	(郵便番号 206-0036) 東京都多摩市中沢2-5-1 電話番号 042-310-0333
連携又は協力の内容	健康相談、訪問診療、往診、健康診断、外来診療の受入、緊急時における他の医療機関との連携、介護認定・介護保険サービス利用に関する相談、アイセーフティネットが展開する介護保険サービス等を入居者が求める際に提供します。

11 入居者の現況

(令和5年 7月 1日現在)

介護度別・年齢別入居者数		平均年齢	88.1 歳	入居者数合計	54 人				
年齢 / 介護度	合計	※要介護度を把握している場合に記載。							
		自立	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
65歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0
65歳以上75歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75歳以上85歳未満	8	5	0	1	2	0	0	0	0
85歳以上	46	16	16	8	4	2	0	0	0
合計	54	21	16	9	6	2	0	0	0

入居継続期間別入居者数							
入居期間	6か月未満	6か月以上1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上	合計
入居者数	7	6	23	18	0	0	54

男女別入居者数	男性	13 人	女性	41 人
---------	----	------	----	------

入居率 (一時的に不在となっているものを含む。)	96.2 % (全戸数に対する入居戸数)
--------------------------	----------------------

直近一年間に退去した者の人数と理由				退去者数合計:	12 人
理由	人数(人)	理由	人数(人)	理由	人数(人)
自宅・家族同居	3	他の有料老人ホームへの転居	6	医療機関への入院	0
介護老人福祉施設(特養等)へ転居	0		うち、他のサービス付き高齢者向け住宅への転居	0	死亡
介護老人保健施設へ転居	1	0		0	その他
介護療養型医療施設へ転居	0	その他の福祉施設・高齢者住宅等への転居	0	()	0

12 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書のひな形	<input type="checkbox"/> 入居希望者に公開 <input checked="" type="checkbox"/> 入居希望者に交付 <input type="checkbox"/> 公開していない	財務諸表の要旨 (※前払金を受領する場合に記載)	<input type="checkbox"/> 入居希望者に公開 <input type="checkbox"/> 入居希望者に交付 <input type="checkbox"/> 公開していない
管理規程 (※必要事項が盛り込まれていれば、重要事項説明書を管理規程に代えることも可。)	<input type="checkbox"/> 入居希望者に公開 <input checked="" type="checkbox"/> 入居希望者に交付 <input type="checkbox"/> 公開していない	財務諸表の原本 (※前払金を受領する場合に記載)	<input type="checkbox"/> 入居希望者に公開 <input type="checkbox"/> 入居希望者に交付 <input type="checkbox"/> 公開していない
事業収支計画書 (※前払金を受領する場合に記載)	<input type="checkbox"/> 入居希望者に公開 <input type="checkbox"/> 入居希望者に交付 <input type="checkbox"/> 公開していない	その他 ()	<input type="checkbox"/> 入居希望者に公開 <input type="checkbox"/> 入居希望者に交付 <input type="checkbox"/> 公開していない

13 その他

運営懇談会	<input checked="" type="checkbox"/> あり (年 1 回予定) (開催方法等) 年1回以上、管理者・職員・入居者全員(参加が困難な場合は家族等)・連帯保証人・身元引受人等で構成する運営懇談会を開催し、住宅側から入居状況、サービス提供状況及び住宅の収支等について報告・説明すると同時に、入居者及び入居者家族等からの要望・意見を受けることで、運営に反映させるための機会とします。
	<input type="checkbox"/> 以下の内容の代替措置により対応(※入居者が概ね9人以下の場合等) (内容)
有料老人ホーム設置時の老人福祉法第29条第1項に規定する届出	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> サービス付き高齢者向け住宅の登録を行っているため、高齢者の居住の安定確保に関する法律第23条の規定により、届出が不要
(介護予防)特定施設入居者生活介護事業所(地域密着型を含む)	<input type="checkbox"/> 指定を受けている 介護保険事業所番号 () <input checked="" type="checkbox"/> 指定を受けていない

14 登録の申請が基本方針及び高齢者居住安定確保計画に照らして適切なものである旨

基本方針及び東京都の高齢者居住安定確保計画に沿って適切に運営します。

役員名簿

(ふりがな) 氏名	役名等
いわむら かずあき 岩村 和昭	代表取締役
たかぎ たもつ 高木 保	取締役
かい ふきこ 甲斐 芙貴子	取締役
きら なおあき 吉良 尚晃	監査役

法第6条第1項第3号に該当する者を全て記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載し、その書面をこの書面の次に添付すること。

住宅の規模並びに構造及び設備等

1. 専用部分の規模並びに構造及び設備等

住棟番号	専用部分の 床面積 (㎡)	構造及び設備※						住戸数 (戸)	住戸番号 (該当するものを全て記載)	月額家賃 (概算額) (円)
		完 備	便 所	洗 面	浴 室	台 所	収 納			
1	31.61	○	○	○	○	○	○	1	201	143,500
1	28.54	○	○	○	○	○	○	5	202,203,205～207	133,500
1	27.81	○	○	○	○	○	○	1	208	132,500
1	60.10	○	○	○	○	○	○	1	210	255,500
1	34.11	○	○	○	○	○	○	1	211	155,500
1	30.48	○	○	○	○	○	○	1	212	139,500
1	30.29	○	○	○	○	○	○	1	213	140,500
1	27.72	○	○	○	○	○	○	1	215	119,500
1	50.62	○	○	○	○	○	○	1	216	218,000
1	51.19	○	○	○	○	○	○	1	217	220,000
1	31.61	○	○	○	○	○	○	1	301	146,000
1	28.54	○	○	○	○	○	○	5	302,303,305～307	136,000
1	27.81	○	○	○	○	○	○	1	308	135,000
1	60.10	○	○	○	○	○	○	1	310	258,000
1	34.11	○	○	○	○	○	○	1	311	158,000
1	30.48	○	○	○	○	○	○	1	312	142,000
1	30.29	○	○	○	○	○	○	1	313	143,000
1	27.76	○	○	○	○	○	○	1	315	122,000
1	31.71	○	○	○	○	○	○	1	316	143,000
1	30.94	○	○	○	○	○	○	1	317	143,000
1	31.61	○	○	○	○	○	○	1	401	151,500
1	28.54	○	○	○	○	○	○	5	402,403,405～407	141,500
1	27.81	○	○	○	○	○	○	1	408	140,500
1	60.10	○	○	○	○	○	○	1	410	260,500
1	34.11	○	○	○	○	○	○	1	411	163,500
1	30.48	○	○	○	○	○	○	1	412	147,500

1	30.29	○	○	○	○	○	○	○	1	413	148,500
1	31.71	○	○	○	○	○	○	○	1	415	148,500
1	30.94	○	○	○	○	○	○	○	1	416	148,500
1	31.61	○	○	○	○	○	○	○	1	501	155,000
1	28.54	○	○	○	○	○	○	○	5	502,503,505～507	145,000
1	27.81	○	○	○	○	○	○	○	1	508	144,000
1	60.10	○	○	○	○	○	○	○	1	510	264,000
1	34.11	○	○	○	○	○	○	○	1	511	167,000
1	30.16	○	○	○	○	○	○	○	1	512	152,000
1	31.71	○	○	○	○	○	○	○	1	513	152,000
1	30.94	○	○	○	○	○	○	○	1	515	152,000

注1) 住戸の規模並びに設備及び構造のタイプ別にまとめて記載すること。

注2) 設備及び構造欄の『完備』は、各戸に便所、洗面、浴室、台所及び収納の全てを備えるものを表す。

※有りの場合は、○、無しの場合は×を記載すること。完備の場合は、完備を含め全ての欄に○を記載すること。

2. 共同利用設備等

設備等	整備箇所数	合計床面積 (㎡)	整備箇所	想定利用戸数 (戸)	備考
ライブラリー	1	28.19	2階西側	53	
サンルーム	4	49.28	2～5階東側通路突当り	53	
グリーンテラス	2	54.43	3階西側・5階北側通路突当り	53	
庭園	1	105.79	2階北側	53	
食堂	1	94.72	1階エントランスホール横	53	

注) 整備箇所は、添付図面との対応関係を明確に記載すること。

事業主体が東京都内(中核市を除く)で実施する介護保険制度による指定介護サービスの一覧表

介護サービスの種類		箇所数	主な事業所の名称	所在地
<居宅サービス>				
訪問介護				
訪問入浴介護				
訪問看護				
訪問リハビリテーション				
居宅療養管理指導				
通所介護				
通所リハビリテーション				
短期入所生活介護				
短期入所療養介護				
特定施設入居者生活介護	有り	1	アリストージュ経堂	東京都世田谷区経堂三丁目20番地22号
福祉用具貸与				
特定福祉用具販売				
<地域密着型サービス>				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護				
夜間対応型訪問介護				
認知症対応型通所介護				
小規模多機能型居宅介護				
認知症対応型共同生活介護				
地域密着型特定施設入居者生活介護				
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				
看護小規模多機能型居宅介護				
地域密着型通所介護				
居宅介護支援				
<居宅介護予防サービス>				
介護予防訪問入浴介護				
介護予防訪問看護				
介護予防訪問リハビリテーション				
介護予防居宅療養管理指導				
介護予防通所リハビリテーション				
介護予防短期入所生活介護				
介護予防短期入所療養介護				
介護予防特定施設入居者生活介護	有り	1	アリストージュ経堂	東京都世田谷区経堂三丁目20番地22号
介護予防福祉用具貸与				
特定介護予防福祉用具販売				
<地域密着型介護予防サービス>				
介護予防認知症対応型通所介護				
介護予防小規模多機能型居宅介護				
介護予防認知症対応型共同生活介護				
介護予防支援				
<介護保険施設>				
介護老人福祉施設				
介護老人保健施設				
介護療養型医療施設				
介護医療院				